

地方公共団体の外部監査制度

わが国の地方公共団体監査における、監査委員は執行機関の一つであり、監査委員の選任に議会の同意を要することとされてはいるものの、事実上、議会のチェック機能が働き難いこと、また、監査委員のうち、議選委員及び識見委員とも、会計専門家を除いては監査についてそれ程専門性を期待し難いことが指摘されてきたところです。

平成7年7月施行の地方分権推進法は、地方公共団体の独立性や財務・会計の透明性を求めており、平成9年5月地方自治法の改正により従来の監査委員監査とは別に「外部監査制度」が導入され、弁護士、公認会計士、公務精通者のほか、税理士がその有資格者とされました。

税理士が外部監査人の有資格者として認められたことは、税理士法第2条所定の業務とは別の新しい公益的な業務を担うことであり、その業務を適切に遂行することによって税理士が地域社会の発展に貢献し得ることとなり、ひいては、その社会的地位の向上に寄与することが期待されます。

日本税理士会連合会では、地方公共団体の監査制度に対する研修会を「基礎研修」と「実務研修」の二段階で実施し、履修者の管理や地方公共団体への選任要請等の施策を積極的に行える仕組みとしています。